

静岡県地域史研究会報

— 静岡県地域史研究会 —

谷口雄太氏からの再批判に答える

(一)

小林輝久彦

一 いわゆる『東西吉良対立史観』について

三月、谷口雄太氏篇『足利御三家』が戎光祥社から刊行された(以下「谷口編著」+掲出頁で表記する)。当書はこれまで入手しにくかった吉良・石橋・渋川氏の「三家」に係る論文をまとめて収録したことで、後進の研究に資する充実した論文集となっている。

ところで、谷口編著一八頁以下「小林輝久彦の近業に接して」において、谷口氏は拙著『中世後期三河吉良氏の研究』(岩田書院、二〇一五年)での筆者の回答につき再批判する。紙面の都合上、以下二項に分けて必要を範囲で反論しておく(以下『中世後期三河吉良氏の研究』を単著+掲出頁、共著『戦国争乱と東海の大名』吉川弘文館、二〇一四年を共著+掲出頁、各自治体史資料集(例)とは『愛知県史資料編10 中世』掲出史料を『愛一〇史料番号』、『新編西尾市史資料編2』を『西一史料番号』というように表記する)。

谷口氏は、各史料に表出する、吉良西

条氏の敵対勢力を吉良東条氏に比定する説は、後世の史料である「今川記」を演繹的・恣意的に解釈した「東西吉良対立史観」であると論難し、これまで「実証的には東西吉良氏が対立していた根拠が現状全く見出せていない」と主張していた(『西尾城シンポジウム2 戦国時代の西尾城』西尾市、二〇一六年、四一頁)。これに対して筆者は、単著一〇五頁以下において「西一五三」「西一五三四」の史料の見直しを行い、応仁・文明の乱時において、吉良東西両氏が実際に抗争していた事実を改めて論証した。ところが谷口氏は、筆者の文理解釈に基づく当該史料の解釈については何ら批判することなく「そもそも筆者は東西対立の事実一点を一切問題としていないし、あってもまったく構わない。普通に考えてあっても当然だろう」としかいえない。

ない。」とし、「小林は膨大な史料を無視・軽視して対立の事実一点を強調する。」と論点をずらしてしまつ。「普通に考えて当然である」と考へるならば、初めから「対立していた根拠が現状全く見出せていない」などと主張すべきではないだろう。

吉良西条氏が八幡山(西尾市吉良町岡山)で戦闘した相手(西一四二四)、敵松を折願した勢力(西一四四四)を吉良東条氏に比定するのは、人類の戦争がその草創期から、隣接する部族との土地をめぐる争いを端緒とするという普遍的事実を踏まれば、何ら不合理な推定とはいえない。そもそも、「東西対立史観」とは、一九七〇年代以降、酒井辰夫氏(『西尾市史二』)、新行紀一氏(『新編岡崎市史二』)、鈴木悦道氏(『吉良町史中世後期・近世』)以来、各自治体史・長年継承されてきた通説である。これに対して谷口氏は、東西吉良氏が抗争状態にはなくして協闘関係にあったとする新説を提唱するのであるから、より丁寧な説明が求められる。谷口氏のいう東西吉良氏の協闘を不示「膨大な史料」が何を指すのか筆者には分からないが、逐次当該史料を掲出して、東西吉良氏が協闘関係にあつ

たことを論証すべきところが、谷口氏には求められている。谷口氏の論証を待ちたい(ただ「協調と対立は「善悪」ではない」という谷口氏の考えには筆者も賛意を寄せるものである。そこであれば、谷口氏と筆者に争点はなく、あまり美りのある議論とはいえない。)
【以下

(一)に続く】

例会全目録

二百例会

楽善園内三島市郷土資料館視聴覚室

二月二十日(土) (八名参加)

甲駿通路の警固 ― 観心の擾乱と中道往還 ―

内藤 和久

室町幕府内の対立に端を發した観心の擾乱は、両朝対立や守護以下武士たちの争いを巻き込んで列島内は混沌とした内乱状態となる。

観心 年正月十七日に甲斐の須沢城が落ちて甲信方面は直義方が有利となった十八日、直義方は富士大宮司に庶子等を動員して、駿河国から甲斐国への通路の警固を命ずる。「上杉憲将奉書」(天宮司富士家文書)。

神職である大宮司富平氏は通過警固を担うことのできる武力集団でもあった。

この「通路の警固」は立地から中道往還とみられ、適宜関を遮断し尊氏方の移動を阻止すること、味方の物資輸送の確保である。直義方が甲信方面を抑えた翌日の命令であり、甲信方面から駿河を経て東海遠路諸国への通路の確保は重要事項であったのであろう。

(一)で注目したいのは通路の警固にかかわる者の神仏とのつながりと流通への関与である。富士の広大な裾野の原生林は本来浅間の神域であり、中道往還はその領域に足を踏み入れなければ抜けることができない。富士大宮司はその神域に大きくかかわる立場にあった。網野善彦は山の民と海の民が神になり代わって通行するものから手向け、報賽を要求したとする。富士氏にはその後「駿河国富士浅間宮神領内禰原園所」の管掌権が与えられ(応永十六年)、また神田橋関や「富士大宮栗市令」(永祿九年)にかかわるなら流通への強い関係性あるいは一体性がみられる。

尊氏方によっても甲駿通路上の関所警固が行われている。波多野清秀の軍忠状によると、直義方が甲州に打越すにちがいないという情報があったので九月、十七日より橋田山関所警固をしたとある。「波多野清秀軍忠状写」(黄檗古簡集)

。また別の申状には、三年二月に再び武田信成(甲斐国守護代)に橋田山の警固を言いつかつたとある。「波多野清秀申状写」(同)。

伊勢に所領をもつ波多野氏は藏人所衆として齋宮行事に供奉するとともに内宮神人荒木田氏と姻戚関係を結ぶなど、伊勢齋宮並びに内宮にかかわる武力集団でもあり、この点では同じく甲駿通路の警固に付いた富士大宮司と通ずるものがある。

尊氏本隊は薩埵山の桜野に十一月十三日に着陣し本陣とする。薩埵山合戦は一月以上続くが、これを記すいくつかの史料に甲駿国境にある内房(富士宮市)が度々登場する。桜野からの谷の出口の内房は甲斐国境の防備線である。富士川谷の河内路を遡れば身延であり、富士川を渡れば中道往還起点の富士宮である。中道往還方面と河内路に分岐する内房をどちらが抑えるのかは、この合戦の一つの重要なポイントであった。

薩埵山塊の戦いは最終的に十二月二十七日に尊氏方の勝利として決着しその翌日に甲斐の七尊寺の戦いとなる。「武田乗信軍忠状」と「佐藤元清軍忠状写」によると二十九日に甲州凶徒の武田上野介(石和流武田氏の当主だった政義の弟貞

政)以下輩を七尊寺において退治したとある。この七尊寺は現寺院周辺の低地だけではなく、坊院跡とされる山上の施設も含めた範囲にあったとみられる。また当時の駿河へのルートは洞山を経る道で洞山には関所があったと伝えられているが、この遺構は遮断施設か宗教施設とみられている。

七尊寺の戦いは、単なる局地戦ではなく薩埵山合戦と呼ぶものであり、その通路と関の警固の戦略的な意味は中道往還の遮断でありまた流通の確保でもあったと推定できる。その中道往還の警固に携わった直義方は、富士大宮の社人を統括する富士氏であり流通にも関係する武力集団でもある。尊氏方の波多野氏も伊勢内宮や齋宮に関わる。このような通路警固を担う彼らの聖的・流通的な属性は、決して偶然なものではないのであろう。

三月例会

静岡国史教育会館地階D会議室

三月七日(土) 卒業論文発表会

近世甲比宿の困窮にみる加信の性格

小池家文書の分析から

小川歩実(静岡大学)

はじめに

近世において江戸幕府により宿駅制度が整備され、各宿駅に人馬継立を行う伝馬役が課された。しかし、交通量の増大等を理由に各宿場は伝馬役の負担過重などに疲弊していったことが研究者たちにより指摘されてきた。本稿では、由比宿をライフルドとして小池家文書の分析による近世由比宿における加宿の性格を検討した。由比宿の加宿の伝馬役負担と困窮という観点に着目しつつ、伝馬役負担のために加えられた加宿の村の性格を見出すことを目的とする。

第一章 宿経管と由比宿概要

宿駅制度において、慶長六年（一六〇一）に東海道の宿場に伝馬役が課された以降から交通量増大等の影響により伝馬拡充が行なわれた。その後、人馬不足の改善策として周辺の村を巻き込んだ助郷制や加宿の導入が行なわれたものの、一つの宿駅の困窮が近隣の村の困窮を招くほど伝馬役負担の影響は大きかったことを先行研究で確認した。また、本稿で着目した静岡県内でも小規模な由比宿が、加宿や隣宿の力を借りながら伝馬役に勤めていたことを先行研究において助郷制度と加宿の変遷から確認した。

第二章 由比宿の伝馬役負担と困窮の記述

小池家文書のうち元禄年間・正徳年間・天明年間に書かれた三つの史料を分析し、由比宿における伝馬役と困窮の事情を分析した。加宿村から宛てられたものに関しては、加宿追加に際して抵抗を示し、伝馬整備のために拝借金を求める内容や、伝馬役を続けていくことを理由に年貢減免等を嘆願する内容が記されていた。また、由比宿の問屋・年寄から尾張藩に宛てられた尾張藩の私用の継立に関する文書には、公用の伝馬役を勤めていてそれに差支えが生じざることを理由に、私用の荷物の減免を求めていることが明らかとなった。以上のことから、由比宿の本宿及び加宿ともに伝馬役勤めへの自負を持ち、公用である伝馬役を勤めているという論理を手に入れ、負担を軽減させたいときなどにこれを主張していたと考察した。

第三章 由比宿本宿の関係性と加宿の性格

元禄九年（一六九六）の問屋場一件と天明二年（一七八二）の本宿と加宿の歩行役に関する争論の内容を主に扱いたながら、加宿の性格を検討した。問屋場一件では本宿が威光が潰れることを理由に加宿から問屋場を設けることに難色を示したものの、結果として加宿からも問屋場

が立てられた。また歩行役の争論では加宿側が本宿の不正を指摘し、さまざまに取り決めを行ったことが明らかとなった。元禄七年に加宿が追加されて以降、加宿が問屋場設置等の宿駅機能への介入を試み、本宿に台頭するようになったと考察した。

以上分析から、近世由比宿において加宿は幕府が定めた御用である伝馬役を後盾に本宿に台頭して存在感を持つ性格があり、単に由比宿を補充する加宿ではなく、宿駅の機能に対しても介入を試みて地位向上を狙っていたと結論付けられた。

明治維新期の静岡商法所・常平倉の実態 渡邊夏香 静岡大卒

はじめに

駿河府中藩改称後静岡藩 以下静岡藩の政策の一つである商法所・常平倉は藩士と地域の有力商人らの共同運営組織であったが、従来の研究では会所頭取である洪沢栄一の功績に注目されるものが多かった。よって本稿では地域史料を活用しながら共同運営の実態を明らかにするとともに、旧幕臣らと静岡の地の結びつきも当時の藩の状況について理解を深めることを目的とした。

第一章 静岡藩 商法所の設立概要
はじめに静岡藩は設立早々大量の無縁移住者への対応と財政面において課題を抱えており、その対策として国産品を取り扱う会所の設置が計画されたことを確認した。また建議書と他の会所事例の比較から、商法所の特徴として会所の利益よりも経済活性化による藩内全体の利益を重視する姿勢がみられた。

第二章 商法所の実態

本稿では事業のうち当時の主要国産品である茶の生産村に対する貸付事業を取り上げた。

運営に参加した商人の一人である萩原四郎兵衛の記録によると、商法所が取引を行った村は駿河国特に安奈郡郡内に集中していたことがわかった。近世までの茶の生産者への貸付取引の性質と萩原が駿府周辺の茶の流通を取り纏めていた商人であったことを踏まえ、商法所は藩の組織ながら領内の産業に独占的に介入できたわけではなく、運営に参加した商人らの持つ従来の商業ネットワークを基本として事業を行い、新たに商人を取り込むことで段階的に事業を拡大していったと考察した。

しかし商人の参加が商法所に利益をもたらす一方で、積極的に事業を行う商

人と損失を危惧し消極的な藩士の間には確執が生まれていた。その原因には藩士と商人らの信頼関係や事業への理解度が不十分であったという新説された藩と地域の未熟な関係があったと思われる。

第二章 常平倉の実態と静岡藩における会所の存在

版籍奉還を機に商法会所は常平倉へと改組され、その実態は基本的に商法会所時代の事業を引き継ぎつつも、商人の裁量権の大きい事業を縮小し、米穀不足への対策に重点を置いた領内全体の恒久的な安定を追求する組織へと役割を変化させていた。

商法会所設立から常平倉解体までの期間はわずか三年半に過ぎないものの、その運営実績から課題であった石高拝借金の返済や凶作による米穀不足に対して十分にその役割を果たし、藩に大きな利益をもたらしたと思われる。一方で静岡の地や人々への影響については未だ不明な点が多く、地域史料の分析が急がれる。

【例会案内】

☆五月例会
一、日時 五月二十三日(土)
午後二時

二、会場 静岡市歴史博物館講座室

三、報告名及び報告者名

「没後五〇〇年 戦国大名今川氏親」の展示解説鈴木将典氏(当館学芸員)

四、注意事項

展示解説を聞くためには、当館の企画展示券四〇〇円が必要になります。講座室で展示解説を聞いた後、各自で観覧していただき、質問等がある方は、再度講座室で鈴木氏に質疑応答していただきたいと思います。

企画展示券の購入については、担当の鈴木氏にまとめて購入していただくので、事前に企画展示券を
「買わないようにお願いします。」
もし参加者が二〇人以上になった場合、割引で三二〇円になります。

五、その他

なお、企画展示に伴う図録も一部一三〇〇円で売店で販売しています。

☆六月例会

一、日時 六月二十日(土)午後三時

二、会場 はまこら(浜松市市民協働センター) 第3研修室

(JR浜松駅北口より北へ徒歩十二分)

※例年使用しているアクトシティ研修交流センターではありません(下図参照)

三、報告名及び報告者名

「浜松塩専売の成立と展開」

伊平充弘氏

【訃報】

本多隆成顧問(元会長)が三月一日逝去されました(享年八三歳)。

ここに哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

〔事務局より〕

歴史随想を募集しています。

静岡県地域史研究会報

第266号

2026年 5月 5日発行

静岡県地域史研究会

<https://www.shizuoka-chiikishi.jp/>

<shizuokachiikishikenkyukai@gmail.com>

会長 小和田哲男

事務局長 森田香司 090-7023-0733

会計担当 三宅真人 080-4037-8478

〔会費納入先〕

三宅真人気付 TEL080-4037-8478

郵便振替口座 00880-3-63062

(年会費 3000円)

